

令和3年10月20日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

県では、国の基本的対処方針及び現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、令和3年10月25日以降の県における対策の内容を、以下のとおりとすることとしました。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

### 1 基本的対処方針の概要

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

### 2 県における基本的な考え方

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。
- ③ 期間は、令和3年10月25日（月）から11月30日（火）まで\*とし、それ以降については、感染状況等を踏まえて改めて判断する。

※ イベントの開催制限については、3（2）に記載のとおり。

### 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

#### (1) 県民の皆様へ

##### ○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

- ・ 「3つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)

「新しい生活様式の実践例」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL:[https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03\\_5scenes.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf)

- ・ 帰省や旅行など、都道府県間の移動は、「3つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底してください。
- ・ 感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。  
(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。)
- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用してください。

##### ○ 飲食時の注意 ～お店から求められる感染防止策に協力～

- ・ 広さに応じて、一定の距離を確保できる人数でお願いします。
- ・ 会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。
- ・ 飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。
- ・ 換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさの亚克力板等が設置されている店を選んでください。
- ・ 食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
- ・ 箸やコップは使いまわさないでください。
- ・ 手指消毒を徹底してください。
- ・ 感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」の利用をお願いします。  
※ お店のリストは千葉県ホームページに掲載しています。  
※ 飲食店の感染防止対策の実施状況を確認するため、引き続き、見回りを行います。

## (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ

### 【留意事項】

- 催物開催にあたっては、その規模に関わらず、業種別ガイドラインの徹底や、「3つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。
- 参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨してください。
- 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。
- ※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。  
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>
- ※ その他の留意事項や以下の開催制限の目安等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。  
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

### 【開催制限の収容率・人数上限の目安等】

- 令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで<sup>\*1</sup>  
《新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項》  
収容率：100%（大声なし<sup>\*2</sup>）又は50%（大声あり<sup>\*3</sup>）  
かつ  
人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方  
※ 人数上限以上のイベントの開催について、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は個別に相談に応じます。
- 令和3年11月1日（月）から12月19日（日）まで  
《新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項》  
収容率：100%（大声なし<sup>\*2</sup>）又は50%（大声あり<sup>\*3</sup>）  
かつ  
人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」  
※ 今後の感染状況や、国が検討している「ワクチン・検査パッケージ」の適用による行動制限の緩和などにより、変更する可能性があります。

○ 令和3年12月20日(月)から当面の間 <お願い>

収容率：100% (大声なし<sup>\*2</sup>) 又は50% (大声あり<sup>\*3</sup>)

かつ

人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方

※ 今後の感染状況等を踏まえ、緩和が可能かどうか、11月下旬に改めて判断します。

※ 国が検討している「ワクチン・検査パッケージ」の適用による行動制限の緩和などにより、変更する可能性があります。

※ 人数上限以上のイベントの開催について、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は個別に相談に応じます。

\* 上記の条件のほかは、令和3年9月28日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」のとおりとします。

\* 国の基本的対処方針による『「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証』については、必要に応じて、人数制限等について特例的に取り扱います。

※1 令和3年10月1日までに販売された入場券等に限り、本目安は適用せず、販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。

※2 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※3 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限り)内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

(「同一グループ(5名以内に限り)内では座席等の間隔を設ける必要はない」としてしているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中、間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない(日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる)と考えられるためです。)

### (3) 事業者の皆様へ

○ 職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進してください。

○ 職場においては、感染防止のための取組(マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等)や、「3つ

の密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。

- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン\*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※ 職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、千葉県ホームページの「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」を御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20210929workplace.pdf>

※ これまでの緊急事態宣言発令時等に要請した感染防止対策（別表参照）も参考にしてください。

※ 業種別のガイドライン

（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～

（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

別表 これまでの緊急事態宣言発令時等に要請した感染防止対策

- 徹底した換気を行ってください。
- ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
- ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いする」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
- マスク着用のお願について、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。